平成２９年１０月発行

～家族のきずなを深め、地域で「家庭」を支える県民ぐるみの運動～

「ひょうご家庭応援県民運動」だより VOL. 27

ひょうご家庭応援県民運動とは

県民一人ひとりが家族・家庭の大切さを考え、きずなを深めるとともに、地域で家庭を支える多様な取り組みを推進するため、兵庫県内の地域団体・NPO や企業、各種団体からなる「ひょうご家庭応援ネットワーク会議」が様々な取り組みを展開しています。

兵庫県政 150 周年記念先行事業

「ひょうご家庭応援県民大会」を開催します！

と　き：平成 29 年 11 月 11 日（土）
13:00～15:15
ところ：兵庫県公館　大会議室

兵庫県では、家族・家庭の大切さを考え、きずなを深めるとともに、地域で家庭を支える取組を進めるため、「ひょうご家庭応援県民大会」を開催しています。

今年度は、シンガーソングライターで防災士でもある石田裕之氏に「歌で気づく、歌って築く、家族のきずな」をテーマにご講演いただきます。

心がなごむ「家族」の写真も展示して、みなさんのお越しをお待ちしています。

●○●○●○●プログラム●○●○●○●

第 10 回「家族の日」写真コンクール表彰式

事例発表

兵庫県連合婦人会
「地域の子どもは地域で守り・地域で育てる
～子どもは地域の宝～」

神戸市婦人団体協議会
「子育て支援・子ども食堂」

講演

シンガーソングライター・防災士　石田裕之
「歌で気づく、歌って築く、家族のきずな」

●○●○●○●○●○●○●○●○●○●○●

育児・介護休業法が改正されました（平成 29 年 10 月 1 日施行）

「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」を改正する法律が平成 29 年 10 月 1 日より施行されました。

これを機に、子どもを生み育て、家庭生活を豊かに過ごしたいと願う人々の希望が叶う就業環境について改めて考えてみませんか。

■改正内容①
育児休業が子が最長２歳に達するまで取得可能に

■改正内容②
育児休業制度等の個別周知の努力義務の創設

■改正内容③
育児目的休暇制度の努力義務の創設

あなたの「家族の日」はいつですか？

兵庫県では、それぞれの家族が誕生日や記念日など、家族にとってふさわしい日を「家族の日」と定めることを提案する運動を進めています。

「家族の日」には、家族で食事をしたり、お出かけするなど、家族と一緒に過ごしてみませんか。

問合せ先：県男女家庭課
電話：078-362-3385

作成　・　発行：ひょうご家庭応援ネットワーク会議（こころ豊かな美しい兵庫推進会議・家庭応援団）
http://web.pref.hyogo.lg.jp/ac15/ac15_000000275.html
問い合わせ先：ひょうご家庭応援ネットワーク会議事務局（兵庫県企画県民部女性青少年局男女家庭課）
〒650-8567　神戸市中央区下山手通 5-10-1　TEL 078-362-3169　FAX 078-362-3891
E-mail　danjokatei@pref.hyogo.lg.jp